

高齢者施設運営事業者様

東京都福祉局高齢者施策推進部施設支援課

令和5年度予算における高齢者施設等防災・減災対策推進事業の協  
議について

平素より、東京都の高齢者福祉・保健行政につきまして、御理解・御協力をいただきお礼申し上げます。

高齢者施設の防災・減災対策については、国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（ハード交付金）の対象となっているところですが、ハード交付金の対象とならない総事業費500万円未満の非常用自家発電設備整備事業についても、都独自に補助協議を実施しますので、下記のとおり御対応いただきますよう、よろしくお願いたします。

記

1 補助対象施設及び補助対象事業

(1) 補助対象施設

定員30人以上の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、軽費老人ホーム、養護老人ホーム

(ただし、国または地方公共団体が設置する施設(指定管理者が管理するものも含む)は対象外とする。)

(2) 補助対象事業

高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業

(※1) 国の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金（ハード交付金）の対象とならない整備に限る。

(総事業費500万円以上の事業はハード交付金の対象。なお、非常用自家発電設備の燃料タンクのみを整備を行う場合には、総事業費500万円未満もハード交付金の対象となる)。

(※2) 「東京都における高齢者施設等の非常用自家発電設備整備指針」(令和2年2月18日付福保高施第2316号) 3の整備方針を満たす事業が対象。

2 提出資料

(1) 鑑文(宛先は東京都知事宛としてください)

(2) 「先進的事業整備計画書」(別添1)

(3) 「整備計画一覧表」(別添2)

(4) その他必要添付書類

ア 平面図、位置図、写真等(現況及び改修箇所が分かるもの)

イ 事業継続計画(BCP)、避難確保計画、非常災害対策計画

「整備計画一覧表」(別添2)により作成済と回答した各計画について、写しを提出してください。

なお、土砂災害防止法・水防法等に基づき、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に所在する施設の管理者は、避難確保計画の作成、区市町村への報告が義務付けられています。未策定の場合は、速やかに策定の上で区市町村に届け出を行い、交付申請時に提出してください。

ウ 見積書(公的機関及び工事請負業者等の民間事業者)

公的機関の見積の提出が難しい場合においては、工事請負業者等の見積を複数提出してください。

工事事務費も協議額に含める場合は、事務費についても漏れなく提出してください。

エ 事業実施スケジュール

事業は令和5年度内に完了するようスケジュールを作成してください(複数年度にわたる事業実施は認められません)。また、業者選定に当たっての入札は内示後に行っていただきますので、この期間を考慮してください。

### 3 提出方法

上記(1)から(4)までを1部郵送にて、下記担当宛提出してください。

また、上記(2)及び(3)については、電子媒体をメールにて、下記担当宛提出してください。

### 4 提出期限

令和5年9月1日(金曜日)※必着

### 5 留意点

(1) 本事業は施設整備に対する補助であるため、施設に付帯する工事を伴わないポータブル(可搬)型の非常用自家発電機の購入等は対象外です。

(2) 本事業は施設・事業所ごとに補助を行うため、複合型施設においては、それぞれの補助対象施設ごとに対象経費の実支出額を求めてください。専有面積での按分により対象経費を算出する場合は、「面積・事業費按分表」「室別面積表」「共用面積算出表」を提出してください。特に、特養併設ショートは補助対象外施設のため、面積按分が必要となりますのでご注意ください。

(3) 非常用自家発電設備の整備については、交付申請時に、整備方針を満たすことが確認できる資料の提出を求める予定です。

(4) 内示は10月中旬頃の予定です。

(5) 東京都への交付申請にあたっては内示額を上回ることはないようお願いいたします。

(6) 事業実施のために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、都が行う契約手続きの取扱いに準拠する必要があります。

## 6 その他

令和元年度老人保健事業推進費等補助金により実施された「高齢者施設への非常用自家発電設備等の導入に関する調査研究事業」の報告書が公表されていますので、参考にしてください。

<https://www.jri.or.jp/wp/wp->

[content/uploads/2020/04/2019hi\\_jouyou.pdf#search=%27%E6%97%A5%E6%9C%AC%E7%B7%8F%E7%A0%94+%E9%9D%9E%E5%B8%B8%E7%94%A8%E8%87%AA%E5%AE%B6%E7%99%BA%27](https://www.jri.or.jp/wp/wp-content/uploads/2020/04/2019hi_jouyou.pdf#search=%27%E6%97%A5%E6%9C%AC%E7%B7%8F%E7%A0%94+%E9%9D%9E%E5%B8%B8%E7%94%A8%E8%87%AA%E5%AE%B6%E7%99%BA%27)

東京都福祉局高齢者施策推進部施設支援課施設整備担当

<特養（広域型）・養護・軽費（都市型除く）>

電話：03-5320-4265（直通）

E-mail：[S0000269@section.metro.tokyo.jp](mailto:S0000269@section.metro.tokyo.jp)

<老健・介護医療院>

電話：03-5320-4266（直通）

E-mail：特養・養護・軽費と同じ